

	<p>生ずるものである。 (今後の対応策等)</p> <p>①住所から住民票、戸籍等の公用請求を行ったところ、3名中2名で該当者なしとの回答であった。転居先が不明の2名については、現地確認をしたところ、当時の住所地に居住が確認できなかった。そのため、これ以上の督促は行うことができず、徴収停止や債権放棄も視野に入れた対応を検討していく。残りの1名については、旧住所と同じ番地に本籍があり転居先を辿跡可能であるため、文書等により引き続き納付を求めていく。</p> <p>※令和4年11月末現在の未収金状況 過年度分 先数 3件 26,412円</p> <p>②督促状の発付はもとより、入所児童の家庭状況等に配慮しながら、電話連絡、催告文書の送付などの取組を今後とも続けていく。</p> <p>※令和4年11月末現在の未収金状況 過年度分 1,495,240円</p> <p>合計 先数 17件 1,661,072円</p> <p>③督促状の発付はもとより、入所児童の家庭状況等に配慮しながら、電話連絡、催告文書の送付などの取組を今後とも続けていく。</p> <p>※令和4年11月末現在の未収金状況 過年度分 先数 1件 349,700円</p> <p>④事務の委託をしている山梨県社会福祉協議会とともに、借受人や連帯保証人等に対し、ヒアリングを行い、償還を求めていく。</p> <p>※令和4年11月末現在の未収金状況 過年度分 先数 10件 8,758,660円</p> <p>⑤事務の委託をしている山梨県社会福祉協議会とともに、借受人や連帯保証人等に対し、ヒアリングを行い、償還を求めていく。</p> <p>※令和4年11月末現在の未収金状況 過年度分 先数 10件 1,368,938円</p> <p>⑥滞納者に対し、電話で督促を行うとともに、市町村から支給される医療費助成金を償還に充てることにより、未収金の回収を行っていく。</p> <p>※令和4年11月末現在の未収金状況 過年度分 951,990円</p> <p>令和3年度分 305,593円</p> <p>合計 先数 25件 1,257,583円</p> <p>⑦滞納者に対し、電話で督促を行うとともに、市町村から支給される医療費助成金を償還</p>
--	---

	<p>に充てることにより、未収金の回収を行っていく。</p> <p>※令和4年11月末現在の未収金状況 過年度分 86,823円 令和3年度分 438円 合計 先数 11件 87,261円</p>
--	--

<p>監査対象機関 福祉保健部 医務課</p> <p>監査対象期間 令和3年度</p> <p>監査実施日 令和4年7月6日、8月30日</p>	<p>監査の結果</p>	<p>講じた措置</p>
<p>(指導事項) 1件 (収入1)</p> <p>1) 歳入について、次とおり収入未済があった。</p> <p>①看護職員修学資金貸付金償還金 (元金) 過年度分 5,058,870円 令和3年度分 1,578,017円 合計 先数 22件 6,636,887円</p> <p>②看護職員修学資金貸付金償還金 (延滞利息) 過年度分 先数 3件 7,733円</p> <p>③医師修学資金貸付金償還金 過年度分 先数 1件 1,570,000円</p> <p>④看護職員修学資金貸付金過払金 過年度分 先数 1件 42,000円</p>	<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>①、②看護職員修学資金貸付金償還金収入未済のうち大半を過年度分が占めており、生活困窮者等の長期滞納者の返還が円滑に進んでいないことが原因である。</p> <p>③医師修学資金貸付金償還金 当該未収金の債務者は、平成27年度中に多重債務により、破産手続を開始し、平成27年12月に破産免許可決定がなされた。さらに、連帯保証人である兄と父についても、自己破産手続により免許可が決定されている。</p> <p>④看護職員修学資金貸付金過払金 当該未収金の債務者は、①看護職員修学資金貸付金償還金 (元金) の長期滞納者であり、当該未収金についても生活困窮により返還が円滑に進んでいない。</p>	<p>①、②看護職員修学資金貸付金償還金、④看護職員修学資金貸付金過払金 新型コロナウイルス感染症の影響により、例年実施している臨戸訪問による納入指導がここ数年実施できていないが、次の措置を継続実施した結果、145,300円を削減した。(令和4年12月8日現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電話や文書による催告 ・債務者の生活状況等に応じた納入指導(分割納付) ・連帯保証人からの回収 <p>また、返還方法が窓口納付に限られ、日中なかなか金融機関に向けないなどの理由によって滞納となる事例も多数見受けられたため、平成25年12月から導入した口座振替(引き落とし)による返還を本年度</p>

も推進し、引き続き納付環境の充実を図った。
今後も引き続き、債権管理の適正化を図り、収入未済解消に向けた取組を粘り強く行っていく。
③医師修学資金貸付金償還金
債務者及び保証人について破産手続が完了したため、消滅時効の期間が到来するまで、適正に債権を管理していく。

監査対象機関	福祉保健部 健康増進課
監査対象期間	令和3年度
監査実施日	令和4年8月1日、8月30日
監査の結果	謹じた措置
(指導事項) 1件 (収入1)	1) (今後の対応策等) 債務者から提出を受けた債務承認及び分割納付誓約書に基づき、計画どおりに債権の回収を進めている。令和4年10月末時点での収入未済額は、25,640円であり、今後も適切な債権管理を実施する。

監査対象機関	子育て支援局 子育て政策課
監査対象期間	令和3年度
監査実施日	令和4年8月5日、9月5日
監査の結果	謹じた措置
(指導事項) 1件 (給与1)	1) (発生原因の検証結果) 幹事課においては、他課の振替勤務の状況及び時間外勤務手当等のシステム入力状況をシステム上で確認する方法がない。このため、他課の人力どおり支給したことにより、本来は支給すべき時間外勤務手当が支給されなかった。 (今後の対応策等) 不足分の時間外勤務手当は9月に支給済みである。 また、他課の庶務担当に向けて注意喚起を行うとともに、振替勤務の状況を確認できる資料を提出させることにより、幹事課におけるチェックを可能にした。

監査対象機関	子育て支援局 子ども福祉課
監査対象期間	令和3年度
監査実施日	令和4年8月4日、9月5日
監査の結果	謹じた措置

(指導事項) 2件 (収入1、支出1)
1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。

【一般会計】

- ①児童福祉施設入所児童保護者負担金
過年度分 21,588,948円
令和3年度分 6,929,685円
合計 先数 191件 28,518,633円
 - ②児童扶養手当過払金の返納金
過年度分 3,558,550円
令和3年度分 1,279,040円
合計 先数 12件 4,837,590円
 - ③山梨県ひとり親家庭等日常生活支援事業利用者負担金
令和3年度分 先数 1件 4,130円
- 【母子父子寡婦福祉資金特別会計】
- ①母子福祉資金貸付金償還金 (元金)
過年度分 1,854,958円
令和3年度分 7,500円
合計 先数 5件 1,862,458円
 - ②母子福祉資金貸付金償還金 (利子)
過年度分 先数 1件 31,382円
 - ③母子福祉資金貸付金償還金 (違約金)
過年度分 先数 2件 37,235円

1) (今後の対応策等)
現在収入未済金の回収のため、次の措置を継続実施している。
①電話による納入指導
②文書による納入指導
③訪問による納入指導
④債務承認書の徴収または一部債務の納付による消滅時効の中断措置
⑤個々の状況に応じた納付方法 (分割納付)の採用等
⑥滞納処分のための財産調査
(児童福祉施設入所児童保護者負担金に限る)

今後も収入未済の回収に努めるとともに、債権管理の適正化を図っていく。
○令和3年度収入未済額 (令和4年11月末現在)

【一般会計】

- ①児童福祉施設入所児童保護者負担金
過年度分 21,373,648円
令和3年度分 6,218,721円
合計 先数 182件 27,592,369円
 - ②児童扶養手当過払金の返納金
過年度分 2,842,550円
令和3年度分 1,279,040円
合計 先数 12件 4,121,590円
 - ③山梨県ひとり親家庭等日常生活支援事業利用者負担金 (収納完了)
令和3年度分 先数 0件 0円
- 【母子父子寡婦福祉資金特別会計】
- ①母子福祉資金貸付金償還金 (元金)
過年度分 1,819,958円
令和3年度分 2,500円
合計 先数 5件 1,822,458円
 - ②母子福祉資金貸付金償還金 (利子)
過年度分 先数 1件 31,382円
 - ③母子福祉資金貸付金償還金 (違約金)
過年度分 先数 2件 37,235円
- 2) (発生原因の検証結果)
年度末の収入事務において、県が歳入金として整理する時期を担当職員が十分に把握しておらず、また、課内でのチェック体制が整っていないかった。

(今後の対応策等)
相手方が山梨県外にある収納代理金融機関から納付することが想定される場合は、県への計上処理に時間を要することを考慮して納期限を設定することを、職員に周知徹底し再

		発防止に努めた。
監査対象機関	林政部 森林政策課	
監査対象期間	令和3年度	
監査実施日	令和4年6月29日、7月26日	
	監査の結果	講じた措置
	(指導事項) 1件 (給与1) 1) 週休日の振替に係る時間外勤務手当について、次のとおり不備があった。 ①週休日の振替において、やむを得ない理由で同一週内に振替ができない場合、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について、勤務時間1時間当たりの給与額に2.5/1.00を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていないものがあった。 ②人事給与システムへの入力に誤りがあり、時間外勤務手当が過大または過少な支給されているものがあった。	1) (発生原因の検証結果) 林政部においては、手当の支給に係るミスを防ぐため、時間外勤務をした職員の所属と幹事課で相互確認を行っているが、幹事課への報告漏れや、制度の認識により、当該事業の発生に至ったものである。 (今後の対応策等) 今後は、全職員に対して、制度の周知徹底を図るとともに、複数の職員がチェックを行うことにより、再発防止に努める。 なお、過大支給されたものは返納済み、未支給分は追加支給済みである。
監査対象機関	林政部 森林整備課	
監査対象期間	令和3年度	
監査実施日	令和4年6月27日、7月26日	
	監査の結果	講じた措置
	(指導事項) 1件 (収入1) 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 土砂の不法投棄に係る不当利得の返還金 過年度分 先数 1件 33,286,050円	1) (今後の対応策等) 当該案件には、当該課が所管する私法上の債権のほかに、治水課が所管する河川法に基づく公法上の債権と私法上の債権があり、連携して対応している。 債務者は土地資産を有しているが、これを換価するためには、相続財産管理人が選出される必要があることから、選任申立の有無について裁判所に定期的に確認を行っており、選任された場合は、当該相続財産管理人あてに請求の申出をすることとしているが、令和3年10月1日に民法上の債権の一部が時効を迎えたことを踏まえ、今後は関係各課と協議・連携しながら、不納欠損処理を含めた対応を検討していく。
監査対象機関	林政部 林業振興課	
監査対象期間	令和3年度	
監査実施日	令和4年6月21日、7月26日	
	監査の結果	講じた措置

		1) (発生原因の検証結果) [一般会計] 債務者の事業廃止による返済の停滞による。 [特別会計] 債務者の業績不振や事業廃止による返済の停滞による。 (今後の対応策等) [一般会計] 債務者が平成28年7月に破産したことから、以降は保証人に対し電話又は面談による催告と財産状況の把握を行った。 今後も引き続き債権回収に努めていく。 [特別会計] 債務者3名に対して電話又は面談により催告を行った結果、債務者2名から一部返済があり、過年度分880,000円が償還された。 今後も引き続き債権回収に努めていく。
監査対象機関	林政部 具有林課	
監査対象期間	令和3年度	
監査実施日	令和4年6月28日、7月26日	
	監査の結果	講じた措置
	(指導事項) 2件 (収入1、物品1) 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 「清里の森」別荘地の建物収去・土地明け渡し請求訴訟に係る建物強制収去経費 過年度分 先数 2件 7,743,225円 2) 恩賜国有財産土地管理システム用管理端未貸貸借契約に係る借用物品について、財務規則第168条に定められた占有物品受入調書が作成されていなかった。	1) (発生原因の検証結果) 滞納者の無資力による未払いが原因 (今後の対応策等) 文書及び訪問による催告、財産等の状況について情報収集を行い、未収金の早期回収に努めている。 2) (発生原因の検証結果) 借用物品に係る実務経験がなく、財務規則に対する知識も不十分であった。 (今後の対応策等) 直ちに財務規則の規定に従い占有物品受入調書を作成するとともに、全職員に周知徹底と情報共有を行った。 今後は、事務引継を確実に行っていくことが重要となることから、引継書にサインワーカードや強調文字等の工夫を加えて記載するとともに、調書のコピーも添付し再発防止に努める。
監査対象機関	林政部 中北林務環境事務所	
監査対象期間	令和3年度	
監査実施日	令和4年5月12日～13日、6月20日	
	監査の結果	講じた措置

監査対象機関	林政部 中北林務環境事務所
監査対象期間	令和3年度
監査実施日	令和4年5月12日～13日、6月20日
	監査の結果

土地貸付料 令和3年度分 先数 2件 582,529円	【恩賜県有財産特別会計】 通常は年度当初に貸付料等の測定を行うが、県有地の賃料見直し及びそれに伴う減免措置をめぐる対応により、変更契約の締結と調定の手続が3月末となった。 その後、債務者に対し電話で出納整理期間内の納入を促していたが、期間内に指定金額機関に納入されなかったため。 (今後の対応策等) 【一般会計】 全ての民事調停が終結し、今後は調停条項に定めた金額のみ回収する。但し、調停条項が不履行の場合には、調停内容は破棄され、当初の金額を回収する。 【恩賜県有財産特別会計】 債務者と連絡を密にするなど、引き続き出納整理期間までに収納されるよう取り組む。
-----------------------------------	---

<p>(指導事項) 2件 (収入1、支出1) 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 【恩賜県有財産特別会計】 ①行政財産使用料 令和3年度分 先数 1件 67,089円 ②土地貸付料 過年度分 29,081,548円 令和3年度分 9,501,297円 合計 先数 38件 38,582,845円 ③連約金及び延滞利息 過年度分 1,944,291円 令和3年度分 376,211円 合計 先数 14件 2,320,502円 ④和解に基づく滞納貸付料の納入に係る利息、清里の森別荘地の未払賃料、損害金及び延滞連約金の支払請求訴訟に係る損害金 過年度分 先数 2件 3,339,368円</p> <p>2) 産業廃棄物収集・運搬及び処分委託において、限度額を超えると予想される処分が発生していたが、必要となる追加の支出負担行為が行われておらず変更契約も締結されていなかった。</p>	<p>1) (今後の対応策等) 【恩賜県有財産特別会計】 「清里の森」別荘地に係る収入未済額については、「清里の森」別荘地貸付料納入促進事務取扱要領等に基づき、厳正に催促を行っており、引き続き回収に向け努力していく。 県有地の貸付については、引き続き声かけ及び督促を行い、早期回収に努めるとともに、督促の手段や債権の取扱いについて関係課と協議を進めていく。</p> <p>2) (発生原因の検証結果) 産業廃棄物収集・運搬及び処分委託契約締結時、事業者目視により処分する廃棄物の数量を5㎡と想定し、その数値で契約書を作成し、実際に収集をした際の積み込み時に確認したところ廃棄物の数量は8㎡であった。事業者側当初想定した8㎡コンテナ1台分の廃棄物収集・運搬及び処理業務の範囲内に収まっており、県、事業者双方確認の上で契約書に定める「予定数量の大幅な変動」に当たらない変更契約の必要のない変更と判断し、当初契約に基づき支払を行った。 (今後の対応策等) 契約書の形式上処分する廃棄物の数量に基づき支払金額を決定する形式であり、本来契約変更が必要であった。今後契約書の内容を精査するなど適切な事務処理に努める。</p>
---	--

<p>監査対象機関 令和3年度 監査対象期間 令和4年4月26日～27日、5月31日 監査実施日</p> <p>林政部 岐阜林務環境事務所</p>	<p>監査の結果 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 【一般会計】 工事請負契約公正入札違約金 過年度分 先数 24件 988,673,358円 【恩賜県有財産特別会計】</p>	<p>1) (発生原因の検証結果) 【一般会計】 岐阜地岐の入札談合事件に関して、公正取引委員会の排除措置命令及び課徴金納付命令の効力が確定した業者に対して、契約約款に基づき公正入札違約金を測定したものの。</p>
---	--	---

<p>監査対象機関 令和3年度 監査対象期間 令和4年5月26日～27日、7月5日 監査実施日</p> <p>林政部 岐阜林務環境事務所</p>	<p>監査の結果 (指導事項) 1件 (収入1) 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 【恩賜県有財産特別会計】 ①工事契約解除に伴う連約金及び前払金返還利息 過年度分 先数 1件 157,958円 ②土地貸付料 令和3年度分 先数 4件 223,033円</p>	<p>1) (発生原因の検証結果) ①当該工事の契約解除に伴い、保証会社である東日本建設業保証(株)から連約金及び前払金に係る保証について支払を受けたが、保証対象外である請負契約増額分に係る連約金及び前払金返納に係る余剰利息については、債務者に請求を行ったが、その後、債務者の破産決定が通知され、回収不能となった。 ②土地貸付料は例年6月に測定を行っていたが、県有地の賃料見直し及びそれに伴う減免措置をめぐる対応により測定の手続が行えず3月末と重なってしまった。 また、納期限経過後の催告等が十分にできないうまま出納整理期間が終了してしまった。 (今後の対応策等) ①財産状況報告集において財団債権の按分弁済が確定し、当該債務者の破産手続の廃止(異時廃止)が決定されたため、関係各課と協議を行い、令和3年3月22日に徴収停止となった。令和3年8月24日に時効も成立したことから、今後関係各課と協議を行いながら、権利放棄、不納欠損などの手続を進める予定である。</p>
--	---	---

②4件の未収金については、全て納入を確認した。今後は、納期限までに納付されるよう、債務者に対し納付を促していく。

監査対象機関 監査対象期間 監査実施日	林政部 富士・東部林務環境事務所 令和3年度 令和4年5月10日～11日、6月20日	監査の結果 謙じた措置
【指導事項】 2件 (収入2) 1) 歳入について、次のおり収入未済があった。 【一般会計】 工事契約解除に伴う違約金 過年度分 先数 1件 113,400円 【恩賜県有財産特別会計】 土地貸付料 令和3年度分 先数 6件 60,026円	1) (発生原因の検証結果) 【一般会計】 委託業者が銀行の不渡りを2回出し、事実上の倒産をした。債務者(代表取締役)は不渡りをした直後から行方が分からなくなり、期限内に違約金の入金が行われなかった。 【恩賜県有財産特別会計】 借地人の支払意思を電話連絡により確認していたが、出納閉鎖までに土地貸付料の入金が行われなかった。 (今後の対応策等) 【一般会計】 平成28年10月に債務者(代表取締役)の住居地が判明し、令和元年の現地調査では債務者と面会でき、口頭にて支払の意思を確認した。その後、書面による債務承認書の提出を求めたが、提出には至らなかった。 令和4年7月、債務者と住居地で面会し、他の借金返済もあり資力がいないこと、法人を再起する意思がないことを確認した。今後、徴収停止に向けて手続を進めていく。 【恩賜県有財産特別会計】 土地貸付料の未収金は、令和4年6月3日までに全て納入済み。 今後は「山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則」に定めるとおり適切に処理を進めていく。	2) 土地貸付料の未収金について、「山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則」に定める督促状の発付が、納期限後20日以内に行われていなかった。

監査対象機関	環境・エネルギー部 環境・エネルギー政策課
監査対象期間	令和3年度
監査実施日	令和4年6月17日、7月19日

監査の結果 【指導事項】 3件 (給与1、物品2) 1) 週休日の振替において、やむを得ない理由で同一週内に振替ができない場合、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について、勤務1時間当たりの給与額を2.5/1000の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていないものがあった。	謙じた措置 1) (発生原因の検証結果) 当該職員は新型コロナウイルス感染症対策の部局職員に従事しており、週休日の勤務とその振替の取得が複数回あったため、当該週の勤務時間数を38時間45分以内と誤認したことが原因である。 (今後の対応策等) 予備監査終了後、直ちに支給すべきだった時間外勤務手当を支給した。今後は、同一週外への週休日の振替があった場合は、勤務を行った週の勤務時間を2人以上の職員で確認し、再発防止に努める。 2) (発生原因の検証結果) リース契約における年度末の占有物品払出調査の作成を失念していたことが原因である。 (今後の対応策等) 予備監査終了後、直ちに占有物品払出調査を作成した。今後は、年度末に占有物品一覧表を作成し、占有物品払出調査の作成漏れが無いか、2人以上の職員で確認し、再発防止に努める。
3) 燃料電池自動車等の貸付について、財務規則第161条に定める物品貸付調査及び貸付物品返却調査が作成されていない。	3) (発生原因の検証結果) 物品貸付手続を失念していたことが原因である。 (今後の対応策等) 今後は物品貸付調査及び貸付物品返却調査の作成を行う。また、貸付申請から返却手続までの一連の事務処理に係るチェックリストを作成、他の職員によるダブルチェックを行い、再発防止に努める。

監査対象機関 監査対象期間 監査実施日	環境・エネルギー部 大気水質保全課 令和3年度 令和4年6月17日、7月19日	監査の結果 謙じた措置
【指導事項】 2件 (物品2) 1) 備品原簿に登録されていない備品があった。	1) (発生原因の検証結果) 東山梨測定局と南部測定局のエアコンディショナーを備品原簿に登録することを失念しており、登録されていた。 (今後の対応策等) 備品原簿記載漏れのエアコンディショナー2台を備品原簿に登録した(R4.6.22)。今回の誤りを担当内で共有するとともに、「指摘・対応ファイル」を作成し、確認しや	